

第3回 全国高校生

手話パフォーマンス甲子園

ご協賛のお願い

平成28年9月25日（日） 開催
[倉吉未来中心 大ホール]



手話パフォーマンス甲子園実行委員会





秋篠宮家 紀子様、佳子様のご臨席を仰ぎ、昨年11月に全国で初めて「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」が鳥取の地で開催されて早2年が経ちました。昨年の第2回大会では、全国から20の高校生チームが「手話の聖地」であるこの鳥取県に集まり、それぞれが個性を発揮しながら、見る人の心を打つ手話のパフォーマンスを披露していただき、各方面から賛辞が寄せられました。また、佳様が手話で初めてあいさつを述べられたのも記憶が新しいところです。

今年も関係者の願いに応え、手話をはじめコミュニケーション保障を先駆的に実行している鳥取県を代表する事業として、第3回大会を倉吉未来中心で開催します。全国の高等学校や特別支援学校の生徒が、障がいのあるなしを問わず、ダンス、歌唱、寸劇や漫才といった様々なパフォーマンスを手話で表現し、優勝を目指して熱く競います。若人が繰り広げる手話パフォーマンスをどうぞお楽しみください。

手話は世界中に広がる大切な言語表現であり、喜びも悲しみも伝えることができます。

手話言語条例の発祥の地であるこの鳥取県において、全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信し、そして、手話を使った高校生の躍動感あふれるパフォーマンスが広がることで、手話を身近に感じてもらえる人が増えていくことでしょう。

また、大会を通じて、全国の高校生同士の交流の推進や、地域の活性化にもつながることを期待しています。

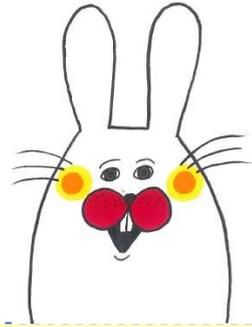
鳥取県では、「障がいを知り、共に生きる」を合い言葉に、障がいのある方にちょっとした手助けをする「あいサポート運動」の精神が生きています。若き高校生の手話をはじめ、障がいのある人とない人の交流、相互理解を進展させることにより、「支え愛」の共生社会を鳥取県から実現していきましょう。

各企業、団体、県民の皆様におかれましては、「手話パフォーマンス甲子園」の趣旨をご理解いただき、格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年4月

手話パフォーマンス甲子園実行委員会
会長 平井 伸治





手話パフォーマンス甲子園の概要

【目 的】

ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を鳥取県で開催する。

【日 程】

平成28年9月25日(日)

【会 場】

倉吉未来中心大ホール（鳥取県倉吉市駄経寺町212-5）

【参加資格】

高等学校、特別支援学校高等部に在籍する生徒

【内 容】

手話を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、落語などで競う。

【主 催】

手話パフォーマンス甲子園実行委員会

（鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会共催）

協力をお願いしたい事項

資金協賛

資金の提供（1口1万円）をお願いします。

物品協賛

大会の実施に要する物品の提供をお願いします。

※ 協賛者名を表示していただくこともできます。

〔協賛物品の例〕

物 品 名
のぼり
卓上のぼり
参加者用バッグ
参加者用タオル
参加者用記念商品
大会入賞チームへの副賞賞品
大会参加チームへの参加賞賞品
大会参加者、スタッフへ提供する飲食料品



（協賛物品には協賛者の名称等を表示していただくこともできます。）



対象者・主な特典など

【対象者】 大会の趣旨に賛同する企業・団体・個人

【主な特典】 詳しくは、協賛者特典一覧をご覧ください。

【募集期間】 原則として、大会当日の平成28年9月25日まで
※ ただし、8月1日以降に協賛していただいた場合は、協賛者特典の3、4を受けることができないことがあります。

【申し込み方法】

別添の協賛申込書に記載の上、ファクシミリ又は電子メールでお申し込みください。協賛申込書は、大会ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/koushien/>

【申込み先】 手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁 障がい福祉課内

電話 0857-26-7682 ファクシミリ 0857-26-8136





協賛者特典一覧

協賛特典	協賛金額			備考
	50万円以上	10万円以上	1万円以上	
1 大会協賛者の呼称の使用	○	○	○	
2 大会ホームページへの協賛者名の掲載	○	○	○	掲載順は金額の高い順となります。 (同額の場合は申込順)
3 実行委員会が発行する刊行物への協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。 (同額の場合は申込順)
4 大会プログラムへの協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。 (同額の場合は申込順)
5 大会プログラムへの企業広告の掲載 (4色カラー)	○	○	—	・50万円以上 A4 1/2 頁 ・25万円以上 A4 1/4 頁 ・10万円以上 A4 1/8 頁
6 協賛者ホームページへのリンク	○	—	—	

- (注) 1 大会とは、「第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」をいいます。
2 物品協賛の場合は金額換算します。
3 上記1, 2, 3及び6は協賛後順次、4及び5は大会開催当日に特典が受けられます。
4 全ての協賛者に手話パフォーマンス甲子園実行委員会会長から感謝状を交付します。
5 大会プログラムは、大会来場者に配付します。(最大2,500部発行予定。公式HPにも掲載)
6 上記5の企業広告については、原稿を作成の上、大会開催1ヶ月前までに納入してください。
7 大会当日、会場の受付にて協賛者の一覧を表示します。



～ 多くの協賛のお申込みをお待ちしています! ～

別添

【様式第1号】

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込書

平成28年 月 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会
会長 平井 伸治 様

住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態

資金協賛 ・ 物品協賛 （該当する協賛形態を囲んでください。）

2 協賛の内容（口数、物品名・数量、協賛者名の印字の有無等）

(1) 資金協賛

_____ 口 （協賛口数を記入してください。）

(2) 物品協賛の場合

ア 協賛物品名 _____

イ 協賛数量 _____

ウ 協賛者名印字の有無 有 ・ 無 （該当する方を囲んでください。）

3 提供予定日（該当する項目にレ（チェック）を入れてください。）

実行委員会が送付する協賛申込受理書（様式第2号）受領後、速やかに。

平成28年 月 日 （※指定日がある場合）

平成28年 月 日頃（※時期が決まっている場合）

[ご担当様の情報]

・所属 : _____

・氏名 : _____

・連絡先 : 0 _____ - _____ - _____

第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）が、大会及び大会関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 大会行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供

2 前項第1号に規定する協賛金の提供は、1万円を1口とします。

3 協賛物品は、物品協賛をお申し出いただける企業等と実行委員会が協議して決定しますが、その例は別表1「協賛物品の例」のとおりです。なお、協賛物品には協賛物品を提供した企業等の名称等を表示していただくこともできます。

(募集期間)

第3条 募集期間は、原則として大会開催日である平成28年9月25日までとします。

(協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会は、大会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園協賛申込受理書（様式第2号（省略））により受理した旨を通知します。

(協賛金の振込等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、原則として実行委員会が指定する口座に協賛しようとする金額を一括して納付していただきます。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することもできます。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えさせていただきます。ただし、実行委員会は、申込者の希望により、協賛金の領収書を発行することもできます。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納入していただきます。

2 実行委員会は、申込者の希望により、協賛物品の受領書を発行することもできます。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表2「協賛者特典一覧」のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により別表2の協賛金額の区分に応じたものとします。

2 実行委員会は、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することもあります。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとします。

- (1) 大会行事を広く周知するために要する経費
- (2) 大会行事の実施に要する経費
- (3) その他大会の開催に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

[別表 1]

協賛物品の例

物 品 名
のぼり
卓上のぼり
参加者用バッグ
参加者用タオル
参加者用記念商品
大会入賞チームへの副賞賞品
大会参加チームへの参加賞賞品
大会参加者、スタッフへ提供する飲食料品

(協賛物品には協賛者の名称等を表示していただくこともできます。)

[別表 2]

協賛者特典一覧

協 賛 特 典	協 賛 金 額			備 考
	50 万円 以上	10 万円 以上	1 万円 以上	
1 大会協賛者の呼称の使用	○	○	○	
2 大会ホームページへの協賛者名の掲載	○	○	○	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は申込順)
3 実行委員会が発行する刊行物への協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は申込順)
4 大会プログラムへの協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は申込順)
5 大会プログラムへの企業広告の掲載 (4色カラー)	○	○	—	・50万円以上 A4 1/2 頁 ・25万円以上 A4 1/4 頁 ・10万円以上 A4 1/8 頁
6 協賛者ホームページへのリンク	○	—	—	

(注) 1 大会とは、「第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」をいいます。

2 物品協賛の場合は、金額換算します。

3 上記1, 2, 3及び6は協賛後順次、4及び5は大会開催当日に特典が受けられます。

4 全ての協賛者へ手話パフォーマンス甲子園実行委員会会長から感謝状を送付します。

5 大会プログラムは、大会来場者に配付します。(最大2,500部発行予定。公式HPにも掲載)

6 上記5の企業広告については、原稿を作成の上、大会開催1ヶ月前までに納入してください。

7 大会当日、会場の受付にて協賛者の一覧を表示します。